

延岡星雲高等学校いじめ防止基本方針



宮崎県立延岡星雲高等学校

(最終改訂 令和3年3月1日)

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定、平成29年7月に最終改訂されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「県立延岡星雲高等学校いじめ防止基本方針」として定めるものであります。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	3
(4)	地域や家庭との連携	3
(5)	関係機関との連携	3
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	3
2	いじめの防止等に関する措置	4
(1)	いじめ未然防止のための措置	4
(2)	いじめ早期発見のための措置	5
(3)	いじめ防止に対する取り組み評価のための措置	5
(4)	いじめに対する措置	5
(5)	ネット上のいじめへの対応	8
3	その他の留意事項	8
(1)	組織的な指導体制	8
(2)	校内研修の充実	9
(3)	校務の効率化	9
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	9
(5)	地域や家庭との連携について	9
(6)	関係機関との連携について	9
4	重大事態への対処	10
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	10
	【参考】資料1～5	

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取り組みに努めます。

(1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みに努めます。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を、発達の段階に応じて促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を育むことに努めます。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。

エ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や、自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努めます。

オ いじめの問題への取り組みの重要性について、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発に努めます。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることに努めます。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、けんかや遊び・ふざ

けあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努めます。

ウ 特に、保護者とは、生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から連携し、その状況把握に努めます。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことに努めます。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ります。

イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整えます。

ウ 「いじめは決して許されないこと」「互いを認め合いながらいじめ問題を解決すること」等を加害者、観衆、傍観者に対しても指導を行います。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を図ります。

イ より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することに努めます。

(5) 関係機関との連携

ア いじめ問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制の構築に努めます。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関との連携を図ります。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒サポート委員会」を設置します。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、生徒との話合いの場をもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、各学年主任、フロンティア科主任、教育相談担当教諭、養護教諭、関係職員、その他

【活 動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対象マニュアルの作成と実施状況の確認
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定
- 代議委員会及びキャプテン会との協議活動

2 いじめの防止等に関する措置

※資料 1 参照

(1) いじめ未然防止のための措置

ア 生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 異学年交流会の実施
- 代議委員会での話し合い活動の実施
- ボランティア活動の推進

(イ) 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。

- 生徒会による意見箱の設置
- 各種委員会における生徒同士の協働活動の推進
- キャプテン・部長会における生徒同士の協働活動の推進

(ウ) いじめへの理解や、コミュニケーション能力を高めるための機会を、生徒自身の手で企画実施します。

- 人権に関する学習会の実施
- 生徒会による学校行事の企画提示

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己肯定感や存在感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 面談旬間の設定
- リクエスト相談週間の設定

(ウ) 教科やホームルームの時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- 教科やホームルーム等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針説明
- 情報モラル講演の実施
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめ早期発見のための措置

※資料 2、3 参照

- ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
 - 生徒の発する具体的なサインの作成と共有
- イ 定期的に面談旬間やリクエスト相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 面談旬間については各学級担任が個人面談を実施
 - リクエスト相談については、生徒保健支援部がアンケート形式で相談の希望調査を実施し、生徒の要望に添った形で教育相談を行う。
 - その他、生徒・保護者等からいじめの相談があった場合は、生徒指導主事を窓口として対応する。
- ウ 生徒サポート委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめ防止に対する取り組み評価のための措置

- ア いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。アンケートは「記名式」「無記名式」を併用し、個別の封筒に入れて回収します。また、このアンケートは、保健生徒支援部が年間3回実施する「リクエスト相談」と関連させて活用します。
 - 学校独自のアンケートの実施
 - 県下一斉のアンケートの実施

(4) いじめに対する措置

※資料 4 参照

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - いじめの発見又は通報を受けた職員は、その事実について生徒指導主事（生徒サポート委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに通報します。
- イ 情報の共有
 - アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は、生徒サポート委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
 - 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- ウ 事実関係についての調査
 - 速やかに生徒サポート委員会を開き、調査の方針について決定します。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
 - 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、生徒サポート委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

○必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時生徒サポート委員会で決定します。

○事実関係が把握された時点で、生徒サポート委員会において、指導及び支援の方針を決定します。

○いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。全教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○生徒サポート委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己肯定感や存在感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

○校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。

○生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

○いじめは再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員で当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

(5) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

○フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)

○教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。

○生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施します。

○インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

○児童生徒及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信され他情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させる取り組みに努めます。

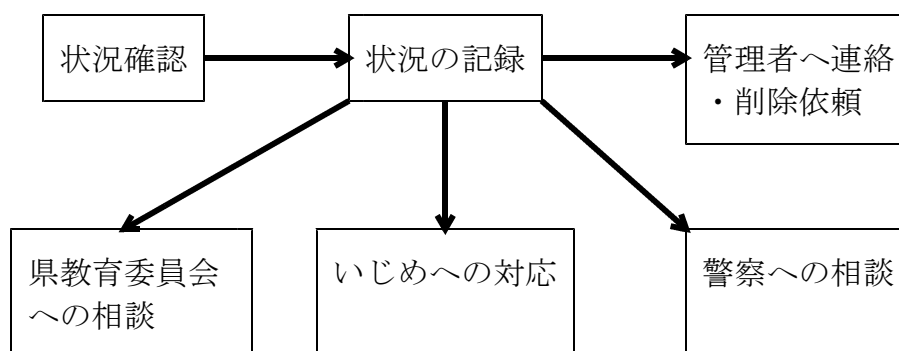
○インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、PTA総会や特別活動などを通じた情報モラル教育等の啓発活動に努めます。

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。

○携帯電話やインターネット利用に係る実態把握とそれを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図ります。

○特定の間人関係の中で行われる外部から見えにくい情報通信(クローズドコミュニケーション)を通じて行われるいじめへの対策について検討します。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、生徒サポート委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

教職員の不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意します。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、体罰禁止の徹底を図ります。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 生徒会活動の活性化について

生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、生徒同士で悩みを聞き合う活動などいじめ防止に関する取り組みを充実させます。

(6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

- ② 警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 教育相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラーの活用（県教育委員会への依頼）
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。
- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合など
 - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 本校のいじめ防止に関する取り組みについて、ホームページ上で公表します。